

土石等の堆積の規制対象への追加について (都市緑地保全法施行令の一部改正)

近年、緑地保全地区において、土石、廃棄物（建設廃材、廃車等）、再生資源の堆積が行われ、緑地の保全を図っていく上で支障を及ぼす例が生じていることから、平成13年8月の都市緑地保全法施行令の改正により、こうした物件の堆積を規制の対象に追加しました。（緑地保全地区において許可を要する行為として、「屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積」を新たに規定）

【参考】

「首都圏近郊緑地保全法施行令」「近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令」「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令」も同時に改正され、近郊緑地保全区域、歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区においても、緑地保全地区と同様に許可・届出を要する行為として、「屋外における土石、廃棄物または再生資源の堆積」が定められました。

緑地保全地区における堆積事例

